

長期履修許可申請について

長期履修の期間変更申請について

職業を有している等の事情により、修業年限での修了が困難な学生については、申請し許可されれば、修業年限の期間を延ばすことができます。

また、授業料の支払額は、修業年限で支払う授業料の額を長期履修の期間にあわせて支払う形になります。

なお、現在長期履修が許可されている学生で、期間を短縮または延長したい学生は、申請し許可されれば、期間変更することができます。

1. 申請期限 平成30年8月21日（火）15：00まで
2. 申請書様式 岩手大学連合農学研究科 HP からダウンロード願います。
【連大 HP→様式ダウンロード→長期履修制度関係】
URL： <http://ugas.agr.iwate-u.ac.jp/jp/download.html>
3. 申請書提出先 岩手大学大学院連合農学研究科事務室または構成大学事務室
4. 申請対象者 1～2年次（平成28年10月～平成30年4月入学者）の職業を有している等の状況にある学生で
 - ・ 1日8時間週3日以上勤務、6月以上継続雇用されている者
 - ・ 1日4時間週4日以上勤務、6月以上継続雇用されている者
 - ・ 家事従事者または育児に当たっている者
 - ・ 上の3つには該当しないが自分の収入で生計維持している者
5. 長期在学期間 最長5年まで
6. 注意事項
 - ・ 長期履修学生用の特別な時間割は用意していません。
 - ・ 長期履修が認められても、大学に在学できる期間は延長されません。長期履修の期間によっては、休学できない場合もあります。
 - ・ 認められた長期履修の期間を、期間変更の申請をもとに許可されれば、1回に限り短縮・延長することができます。ただし、上記4. 申請対象者の学年でしか、申請することができません。
 - ・ すでに期間変更をしている学生は申請できません。また、長期履修期間最終年度の期間変更は原則認められません。

【本件問い合わせ先】
農学部連合大学院グループ
（担当：井上）
TEL: 019-621-6249
FAX: 019-621-6248
E-mail: rendai2@iwate-u.ac.jp